

各外名 全史
東田氏産道

本工務使用労働者「年輩大才乃正三才位」何と
年期徒弟上レ位込使用し居る下力者迄付通「不満
彌也」宛如付函証書「要札」為る事あり
要札可也

一 月平者より後、以下三刻増松あり
一 礼業 ~~...~~ 一日十時止り
一 夜間作業者三刻増松あり
四月廿五 東橋之区 遺し金名好社ノ承取解法あり

櫻井製紙合名会社
河上氏 市外見崎町高西川八七

労働者 四五名(内廿五名)
起加者 全史

東田氏産道
付通証書、望見噴泉主ノ提案を以て北院カラスン、園
(四月十三日)

配合部 並抄紙部ノ定夫ノ後前通トシ、結果
者アリシ、場合、並抄紙部ノ日付ノ平均ノ不配ニ至ル
ことあり

- 一 食庫 要工初め時日、十時止りせり
- 一 他床宿法柳、今更ニ多量取付地せり
- 一 三大部、休業者より後、多量取付地せり
- 一 橋樑修整、見取名ニ連し、既止せり